

# エコアクション21地域事務局 千葉県環境財団 エコアクション21地域運営委員会規程

地域事務局エコアクション 21 認証・登録制度実施要領 2.2.1 に規定するエコアクション 21 地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第 1 条 地域運営委員会は次の事項について、審議を行なう。

- （1） 地域事務局におけるエコアクション 21 認証・登録制度実施要領
  - （2） 地域事務局におけるエコアクション 21 判定委員会規定
  - （3） 地域事務局におけるエコアクション 21 認証・登録制度の運営に関する重要事項等
- （地域運営委員会の構成）

第 2 条 地域運営委員会は、委員によって構成する。

- 2 委員は 5 名以上 10 名以内とする。
- 3 地域運営委員会に委員長を置き、その選任は、委員の互選による。
- 4 委員長の指名により、副委員長を置く。

（委員の委嘱）

第 3 条 委員は、一般財団法人千葉県環境財団理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第 1 項の但し書きに関わらず、審査人の中から委嘱された委員の任期は 6 年までとする。
- 3 補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 地域運営委員会は、理事長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、副委員長が代行する。

（会議の定足数及び議決数）

第 6 条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（規程の改廃）

第 7 条 本規程は、地域運営委員会において、委員の 2 / 3 以上の賛成によって改廃できるものとする。

（報酬等）

第 8 条 委員には、報酬を支給することができる。なお、交通費は実費を支給する。

（秘密の保持）

第 9 条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより、委員退任後も他に漏らしてはならない。

（事務局）

第 10 条 地域運営委員会は、地域事務局が所掌する。

附則 この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は平成 20 年 6 月 9 日から施行する。

附則 この規程は平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規程は平成24年7月3日から施行する。